

BM 106428およびBM 106172

大江 節子

Setsuko OHE : On the Texts of BM 106428 and BM 106172

犯罪が発生した際、その行政区や、その近隣の者に犯罪の責任を問う法規は、古来の法制に散見する。シュメール・ウル第三王朝時代にもそのような慣習があった蓋然性が高いことを、裁判記録から検証する。また、BM 106172をもとに、証人を表す術語 *lu-ki-inim-ma* と *lu-inim-ma* の違いの再確認、離婚裁判を巡るコメントを付す。

キーワード：シュメール 裁判記録 犯罪 *lu-ki-inim-ma* *lu-inim-ma*

BM 106428¹⁾

犯罪が発生し、主としてその犯罪人が発見されない場合、犯罪が行われた行政区やその近隣の者に犯罪の責任を問う法規は、古来の法制に散見する。古代オリエントにおいても、ハンムラビ「法典」、旧約聖書、ヒッタイト法規集などに、この連坐の規定をみることができる²⁾。ハンムラビ「法典」 §§ 23-24では、

もしも強盗が捕えられなかったなら、強盗にあった人は、無くなった物をすべて神前で明らかにしなければならない。そして、強盗が行われたその地あるいは領域の市とその市長は、彼の無くなった物は何であれ彼に償わなければならない。もしも（無くなった物が）生命なら、市と市長は彼の遺族に銀1マナを支払わなければならない³⁾。

と規定されている。また、

申命記21：1-8⁴⁾

ヒッタイト法規集 §§ 6, 7⁵⁾

にも、近隣の者への犯罪責任が言及されている。

ところで、シュメール時代については、犯罪が発生した場合、犯罪が発生した地域住民に連帯責任が問われるという法や慣習の存在は、管見の限り、これまでのところ言われてこなかった。ところが、Gomi-Sato, *SNAT* 541に収録されたBM 106428は、明らかにこの慣習を記していると思われる。以下に *SNAT* 541に掲載された翻字全文を掲げ、翻訳を付す⁶⁾。

Obv. 1 60×2+31 u₈

6 udu-níta

21 máš

udu ú-gu dé-a

5 ša-bi-ta

14 u₈

1 máš

udu Ba-al-la⁷⁾

.....

10 šu-nigin 60×2+17 u₈

šu-nigin 6 udu-níta

šu-nigin 20 máš

udu Ba-al-la-bi⁸⁾ íb-/ta-zi

Ši-a-a nam-érim-bi/ ku₅-dam

15 Umma^{ki}-a é-didli-bi
 Rev. 1 su-su-dam
¹Wa-tá-ru-um
¹A-bu-ni
¹A-ba-^dEn-líl-gim
 5 ¹Ì-lí-mi-ti
¹Za-la-a
¹⁰Lú-ama-na
¹Lugal-^hé-gál
¹Šar-ru-um-ì-lí
 10 ¹Gù-dé-a
¹¹Puzur₄-i^šš₈-tár
¹Īu-un-^hu-ub-šè
¹Ur-^dLi₉-si₄ énsi
 u₄ udu-Ši-a-a lú-Unu^{ki}/ú-gu ba-an-dé-a
 15 di-ku₅ di-bi bí-in-/ dab₅-ba-me
 šà-Ur₅^{ki}-ma-ka
 iti ezem-An-na

Obv. 1)-3) メス羊151匹, オス羊6匹, 仔山羊21匹, 4) (以上は)いなくなった羊類(である). 5)-8) その中から, メス羊14匹, 仔山羊1匹, (以上は)連れ戻された羊類(である). 10)-12) (従って,)合計メス羊137匹, 合計オス羊6匹, 合計仔山羊20匹(の羊類が行方不明である). 13) その連れ戻された羊類は支出した. 14) シアはその宣誓をするべきである. 15)-Rev. 1) (そして)ウンマの各々の家が賠償すべきである. 2)-15) ワタルムと, アブニと, アバエンリルギムと, イリミティと, ザラと, ルアマナと, ルガルヘガルと, シャルムイリと, グデアと, プズルイシュタルと, フンフブシェと, 市長官ウルリシ (以上の人々)は, ウルク市の人シアの羊類がなくなった時, その裁判を行った⁹裁判官達である. 16) ウル市内にて. 17) An神の祭の月¹⁰.

これは, ウル第三王朝時代, ウル市内で11月に行

われた裁判の要約記録である. 裁判記録には, 日付を記したものと, 元々記載されていないものがあるが, この記録のように年名を記さず, 月名を記したものは珍しい¹¹. ウルク市出身のシア Ši-a-aは, メス羊137匹 (151匹中, 14匹戻る), オス羊6匹, 仔山羊20匹 (21匹中, 1匹戻る)を失った. 連れ戻された羊類は, 多分, 予定されていた支出頭数よりも少数であろうが, 公的に支出した. そこで, シアがそれらの事実, すなわち, 羊がいなくなったということと, 連れ戻された羊は支出したということ, 神に誓って (nam-érim—ku₅「邪悪を断つ」) 宣誓するならば, ウンマの地の住民がその賠償をすることになる, というものである.

当時, 裁判官1~4名が一同となって裁判審理を行うのが通例であったが, この裁判では, 12名という異例の人数が裁判官として加わっている. さらに, その一人は, énsi (市長官)ウルリシUr-^dLi₉-si₄とある. 管見の限り, ウル市の長官énsiにウルリシなる人物は存在しない. のみならず, ウルリシという名前のénsiは, 現在のところ, ウンマ市に存在を知られるだけである¹². 記録に日付がなく, 断定はできないが, おそらくこのウルリシは, シュルギ王治世33年からアマルスエン王治世8年頃までウンマ市長官を務めたウルリシ¹³であろうと推定する.

さて, この紛争当事者の一方はウルク市出身—彼は羊飼いか, 羊の委託飼育者か, あるいは家畜管理官であったかもしれない—であるが, 裁判はウルク市で行われたのではなく, 裁判官の一人にウルリシなるénsiを加えて, しかしウンマ市でもなくウル市で行われている. ウルリシがウンマ市長官であるならば, なぜウル市で行われた裁判で裁判官職を任じているのであろうか.

ここで, 同じようにウル市の月暦を使用しているIM 54405¹⁴が, 詳細は不明であるが興味深い示唆をしていると思われるので, 以下に掲げる:

クダKu₅-daは, アザマA-za-ma-aから一匹のオス羊を強奪した. (クダは,)『バザルBa-za-

lu¹⁴の道中で(その羊を)失った』と弁明した。アザマは羊を…、自分の家に連れ戻した。(アザマは、)『(ナンナ神の)大祭の月(=10月)にウル市でクダを告訴したい』(と述べた)。彼の裁判で、アザマは、『王に誓って、もしも市の長官énsiが大祭の月にウンマに行く/来る(?)なら、裁判にはかけない¹⁵⁾。裁判を棄却された者は、…』¹⁶⁾(以下、破損)

とある。

この記録を公刊したファン・アイク van Dijkは、記録はウル市の月名をもち、ウル市で裁判という言葉があるが、記載内容以外の粘土板情況証拠から、この記録はウンマ市から出土した粘土板である可能性が強いと述べている¹⁷⁾。この記録がウンマ市から出土したものであるならば、紛争当事者の少なくとも一方はウンマ市の住民である蓋然性が高く、しかし裁判は、地元ではなくウル市で開かれようとしているのである¹⁸⁾。また、記載に依れば、énsiがウンマ市に行き来することが普通に行われているようである。

さて問題のBM 106428では、公的支出を予定していた多数の羊が盗まれて、犯人は未だ発見されず、ウル市で裁判が行われた。家畜の窃盗、しかも公的支出を予定していた家畜の窃盗は重罪であった¹⁹⁾。裁判では、窃盗の被害者が神に事実を誓うべきである、ということ以外には何の説明も言及しないまま、唐突に、ウル市から幾つもの都市を隔てた遠距離の、ウンマ市の各々の家が窃盗の損害賠償を科せられようとしている。

当時、裁判が起こされた場合、通常、その事件の事実関係を知る親類縁者、仲間や上官、控訴裁判では前回の裁判の関係者が、多くの場合証人として裁判に呼ばれた。しかし、BM 106428の事件の場合、羊類は行方不明のまま犯人が不明であるから、関係者を呼んで決定的証拠を突き付けるわけにいかない。こういう場合もっともよく採られた手段が、神を介した原告の宣誓であった²⁰⁾。当時、神を偽るこ

とはもっとも憚られることだったからであろう。ウンマ市のénsiと推定される人物が他都市の裁判で裁判官職を務めているのは、犯罪の責任を問われているのが自分が長官を務める都市の住民達であり、彼はその責任者であったからかもしれない。IM 54405が示しているように、必要があれば、ウンマのénsiもウル市に行ったことであろう。

畢竟、BM 106428の記録は、次のように理解するのが妥当ではないだろうか：

ウルク市出身シアは、ウンマ市で羊類を失った。彼は、ウル市にある羊舎に向かう途中、あるいは羊舎から羊類を連れて行く途中²⁾であったかもしれない。ウル市で裁判が開かれ、ウンマ市長官が裁判官の一人として加わった上、一見何の脈絡も無くウンマ市の各々の家とその損害の賠償を当然のごとくに科せられようとしている。これは、その犯罪がウンマ市で発生し、その犯罪人が発見されず、その場合、犯罪が行われた地域の住民が連帯してその責任を負うという了解が既に社会にあったと考えて初めて無理なく納得することができる。当時の人々には説明の必要のない当然のことであった。

BM 106428は、ウル第三王朝時代にも、犯罪の犯人が不明な場合、犯罪が行われた地域住民に犯罪責任を問う慣習が存在した、ということを前提として記された裁判記録(要約)と考える。

BM 106172²¹⁾

Gomi-Sato, SNAT 372に翻字収録されたBM 106172は、ウンマ市から出土した難解なテキストである。一部欠損しているが、興味深い内容を持つので、以下に全文を掲げ、翻訳を付す。

Obv. 1) 'Nin-zà-ge-si dumu Gu-du-ka, 2) Nu-úr-iš-tár dumu A-kab-['še-in'-ke, 3) á-in-ni-dar, 4) dam-sè ba-an-tuk, 5) Nu-úr-iš-tár-e á nu-ni-dar nu-zu bí-in-du₁₁, 6) ^[1]É'-sag-íl-la, 7) ^[1]AN-[]-bi, 8) ^[1]Lú-du₁₀-ga, 9) lú ki-inim-ma-me, 10) [G]u-du ['ab'-ba Nin-zà-g[e]-si-ke,

11) nam-<dam>-šè-àm ba-an-[], 12) [nam]-
 érim-b[i -kuš], 13) []-ra nu-[], 14) [],
 Rev. 1) m[u-lugal], 2) [du]mu-mu nu-u[n]-ma-
 an-s[um], 3) bí-in-d[u₁₁], 4) 'Ur-mes [], 5) '
 'Ur'-^dDumu-zi-[], 6) lú-inim-ma Nu-úr-išš-
 [tár-], 7) du₁₁-ga lul-lá ba-a[n-]-ku₄, 8) mu-lugal
 pà-da-aš, 9) Gu-du nu-un-da-g[i]-in, 10) mu-lugal du₁₁
 ba-a-[]-gi-a-[]-eš, 11) Nu-úr-išš-tár-e dam
 in-tag₄, 12) 1 ma-na kù-babbar in-lá-e, 13) 'igi'-
 énsi-ka-šè, 14) ¹¹Lú-^dŠára dumu Inim-^dŠára, 15)
¹¹Ur-^dBa-Ú dumu Gu-du-du, 16) []-da-mu, 17)
 [lú]ki-ba gub-ba-me, 18) [iti-š]u-numun mu
^dAmar¹-^dEN. ZU [lugal]-e Ša-aš-ru-um^{ki} mu-ḫul

Obv. 1)-4) アカブシェインの息子ヌレイシュタルは、グドゥの娘ニンザゲシを不法に捕まえ²²⁾、妻として娶った。5)ヌレイシュタルは、『彼女を不法に捕まえたのではない。(それが不法な行動であるということ)を知らなかった』と弁明した。6)-9) エサグイラ、[], ルドゥガ(の3名)は証人(lú-ki-inim-ma) 達である。10)-14) ニンザゲシの父親グドゥは、彼女を<妻>として[] (ということ)の宣誓を[]。[]に[]しなかった。[] Rev. 1)-3) 『[王に誓]って、私の娘は私に[] 与え]なかった²³⁾。』と述[べた]。4)-8) ウルメス []とウルドゥムジ [] (の2名)は、ヌレイシュタルの弁明が偽りであった (ということ)の証人(lú-inim-ma) である。彼等は王にかけて誓った。9) グドゥは(それを) 確証しなかった²⁴⁾。10) (証人達が) 王に誓って述べたことが確定された。11)-12) ヌレイシュタルは妻を離縁した。銀1 マナを支払うべし。13) énsiの前で。14)-17) イニムシャラの息子ルシャラ、グドゥの息子ウルババ、[] (の3名)はその場にいた人達である。18) 6月。アマル・スエン王がシャシュルムを破壊した年。

これは、非合法的に始まった婚姻に対し、不服のある妻の側から離婚を申し立てた裁判記録であると思われる。まず、被告である夫は婚姻の非合法性を問われ、不法に女性を捕まえたことに対し犯意の無かったことを弁明した。エサグイラ等3名は証人(lú-ki-inim-ma) として機能している。妻の父親グドゥが裁判に呼ばれているが、粘土板の表面11行目から裏面3行目にかけて欠損が多く、肝心なところが意味不明である。父親は、何か否定的な陳述を行っているらしい。ここで、証人(lú-inim-ma) ウルメスとウルドゥムジ2名が出てきて、被告(夫)は犯意が無かったという弁明は、偽りであることを証明した。この証言が確定され、妻は離婚を勝ち取った。そして、妻に落ち度のない場合に与えられる額の離婚料²⁵⁾が支払われることになった。これらは、市長官énsiの臨席の下で(igi-énsi-ka-šè)行われた。この裁判には、立会い? (lú-ki-ba-gub-ba) 3名がいた — 概略、以上のような内容の記録である。

この1枚の記録には、2種類の証人の術語lú-ki-inim-maとlú-inim-ma、さらにlú-ki-ba-gub-ba, igi-PN-šèという裁判構成員が記されている。

さて筆者は、以前、証人の術語について、《アッカド時代以前、証人はどの都市でもlú-ki-inim-maと呼称されていたが、アッカド時代からウル第三王朝時代への移行期にかけて、証人がlú-ki-inim-maからlú-inim-maと省略されて呼ばれるようになった。しかし、ウンマ市においては、lú-inim-maが出来事の実事関係を証言する本来の証人を表すのに対して、lú-ki-inim-maは裁判や売買取引の場に居て、まさに裁判や取引が行われたということを見届ける証人を表す(従って、後にその裁判や取引に問題が生じた場合、請われれば、その事実関係を知る者として、その際は証人lú-inim-maとして機能する)というlú-ki-inim-maとlú-inim-maの術語の使い分けがウル第三王朝時代にも残った》ことを論じた²⁶⁾。また、lú-ki-ba-gub-baを任じる者達は、《裁判に臨席するが審理には加わらず、社会的地位や訴

訟当事者との関係から、その判決の強制力を高める役割を果たす》ことを論じた²⁷⁾。

一方シュタインケラーP. Steinkellerは、ウル第三王朝時代の売買記録を詳細に分析した際、《lú-inim-maは本来の証人、すなわち証明のために指名された人達であるのに対し、lú-ki-ba-gub-baは見物人、すなわち取引が行われた場所に単にいた人達である。lú-inim-maは単にlú-ki-inim-maの省略形で、その機能は基本的に同じであり、ウル第三王朝時代にはlú-inim-maが標準となる》と解釈した²⁸⁾。

ところが、当面のテキストBM 106172において、先にみたように、書記は術語lú-ki-inim-maとlú-inim-maを使い分け、術語lú-inim-maについては“ヌルイシュタルの弁明が偽りであったということのlú-inim-ma”と、証言内容を記しているが、前者lú-ki-inim-maについては、某はlú-ki-inim-maであったと記しているだけである。現在のところ、ウル第三王朝時代のウンマ出土記録に関しては、この使い分けの原則は明確である。ちなみにAO 6167²⁹⁾では、奴隷の売買取引からトラブルが生じ、裁判沙汰になった時、その売買取引でlú-ki-inim-maを任じた者が、新たに起った裁判では、「奴隷売買の証人として(lú-inim-ma sag-sa₁₀-a-šè)出廷した」と記されている³⁰⁾のである。

BM 106172のテキストは、証人を表す術語lú-ki-inim-maとlú-inim-maの使い分けの証左に加えることができよう。lú-ki-inim-maとlú-ki-ba-gub-ba, igi-PN-šèの機能の区別については別の機会に検討する。

さて、BM 106172に記された結婚は、非合法的に始められた旨が言及されている。しかし、粘土板の表面11行目辺りからの、女性の父親の陳述部分に欠損があることも相俟って、詳細が不明である。ここで、中原與茂九郎氏が非合法結婚に関する法規と指摘された³¹⁾YBT 2177³²⁾の一部が、手懸りとして参考になるかもしれない。

YBT 2177は、以前はウル第三王朝時代に制定された法規と推定されていた³³⁾が、現在では古バビロ

ニア時代にベールシュヌBe-el-šū-nuという名前の書記養成学校の学生がシュメール語の練習のため教科書の書写か口述の書き取りかをしたもの、と見做されている粘土板である。この中、裏面v 3-15, v 16-25の性犯罪に関する記録が問題の箇所である。

v 3-15 もし、(誰かが)路上で人の娘を陵辱し、彼女の父と母が(それが誰であるか)知らないならば、(しかしそこで)彼が「あなたと結婚したい」と断言するならば、彼女の父母は彼女を彼と結婚させる³⁴⁾。

v 16-25 もし、(誰かが)路上で人の娘を陵辱し、彼女の父と母が(それが誰であるか)知っていたならば、(しかし)彼女を陵辱した人が(それを)認めることを否定するならば、彼は、神殿の門のところで…宣誓をするべきである³⁵⁾。

難解なので、参考として掲げるに留めるが、シュメール時代の慣習が書き留められている可能性もあるう。

註

- 1) BM 106428は、T. Gomi - S. Sato, *Selected Neo-Sumerian Administrative Texts From the British Museum (=SNAT)*, 1990 (佐藤進/五味亨『大英博物館所蔵の新シュメール時代行政文書』, 中央学院総合科学研究所) no. 541に翻字で収録されている。
- 2) 古代オリエントにおける、行政区や近隣の者の連帯責任については、原田慶吉『楔形文字法の研究』清水弘文堂, 1967年, 262-264頁〈67 地方團體, 近人の責任〉; Harry A. Hoffner, Jr., "Legal and Social Institutions of Hittite Anatolia," in J.M. Sasson (ed.), *Civilizations of the Ancient Near East I*, New York, 1995, p. 556も言及している。
- 3) M.T. Roth, *Law Collections from Mesopotamia and Asia Minor*, Atlanta, 1995, p. 85; 中田一郎

訳『古代オリエント資料集成1 ハンムラビ「法典」』リトン, 1999年, 14頁参照.

4) 「あなたの神、主があなたに与えて所有させようとしておられる地で、殺されて野に倒れている人が見つかり、だれが殺したのか分からないときは、²あなたの長老たちと裁き人たちは出て行って、殺された者の周囲の町々への距離を測りなさい。³そして、殺された者にもっとも近い町がわかれば、その町の長老たちは、まだ使役されず、まだ軛を負って引いたことのない群れのうちの雌の子牛を取り、⁴その町の長老たちは、その雌の子牛を、まだ耕されたことも種を播かれたこともない、いつも水の流れている谷へ連れて下り、その谷で雌の子牛の首を折りなさい。……⁶殺された者にもっとも近い、その町の長老たちはみな、谷で首を折られた雌の子牛の上で手を洗い、⁷証言して言いなさい。『私たちの手は、この血を流さず、私たちの目はそれを見なかった。⁸主よ、あなたが贖い出された民、イスラエルをお赦しください。罪のない者の血を流す罪を、あなたの民、イスラエルのうちに負わせないでください』。こうして、彼らは血を流した罪を赦される。」日本聖書刊行会編『聖書 新改訳』を使用.

5) §6 もしも人、男または女、が他の市で殺されたならば、その人が殺された土地の持ち主から100ギベッシャル(の面積)を切り取り、その犠牲者の相続人がそれを取る。〈後の改定:もしも人が他人の土地で殺されたならば、もし(死人が)自由人ならば、その土地の持ち主は、土地と家と銀1マナ20シェケルを与える。もし(死人が)女ならば、土地の持ち主は、銀3マナを与える。もしも死んだ人を見付かった地が、個人の所有地ではなくて共有地であるならば、その3ダンナ四方を測り、その範囲内のあらゆる村落から、彼(=死亡した人の相続人)は同じ贖いを受け取る。もしもその範囲内に村がないならば、彼(=相続人)はその権利を失う。〉, §72 もしも牛が他人の土

地で死亡しているのが見付かるならば、その土地の持ち主は2頭の牛を与える。彼の家にもその責任をもたせる。R. Haase, *Die Keilschriftlichen Rechtssammlungen in deutscher Fassung*, 2d ed., Wiesbaden, 1979, pp. 68, 76, 79 (KBo VI 4 § IV)を使用。E. von Schuler, "Die hethitischen Gesetze," in O. Kaiser (ed.), *Rechtbücher, TUAT I/1*, Gütersloh, 1982, pp. 98, 109; M.T. Roth, *op. cit.*, pp. 213-240参照.

6) 翻訳の際の()は筆者による意味の補足.

7) udu Ba-al-laは、人名Ba-al-laではなくて、動詞ba-al-laと解釈するのが妥当と思われる。Å. Sjöberg, *PSD B* pp. 10-14 ba-alの項には5. "meaning uncertain"とあるが、p. 14付記およびA. Falkenstein, *NG III* p. 94 ba-alの解釈が適合すると考える。Gomi-Sato, *SNAT* 333に翻字されたBM 106430のzàh-a Ba-al-laも、以下のよう

に解釈できるのではないだろうか:
Obv. 1) 'Géme-Šára, 2) 'Šeš-kal-la dumu-ni, 3) 'Ur-gigir, 4) dumu A-an-na-bi ba-ug, 5) zàh a-rá-2-a-kam, 6) 'Géme-Li-si, 7) zàh-a libir, 8) dumu A-an-na-bi dumu Sag-/nin-e-zu-ka-me, 9) zàh-a Ba-al-la, 10) ki Ur-lugal šeš GÌR/NÍTA-ka-ta, 11) igi-Šu-Sin dumu/Géme-é-an-na-ka-šè, 12) igi-En-um-Adad, 13) dumu Da-ba-an-da-ra-/aḫ-šè, 14) igi-Nanna-sig, Rev. 1) dumu Šà-da mar-tu/lú-kin-gi-a-lugal-šè, 2) nam-géme-ir₁₁ é-gal-/šè ba-gi-né-eš, ... 4) iti pa-ú-e, 5) mu Ur-bi-i-lum/^{ki} ba-ḫul
Obv. 1)-5) ゲメシヤラと、彼女の息子シェシヤカラと、故アンナビの息子ウルギギル(以上3名)は、2度目の逃亡であった。6)-7) ゲメリシはずっと逃亡中であった。8)-10) 逃亡していたアンナビの子どもやサグニンエズの子ども達(?)は將軍の兄弟ウルルガルのところから/によって、連れ戻された。11)-Rev. 1) ゲメエアンナの息子ジュシンの前で:ダバアンダラフの息子エムムアダドの前で:王の使者でアムル人シャダの息子ナ

- ンナシグの前で、2) 彼等は、王宮の女奴隷や男奴隷の身分に確定された。4)-5) アマルスエン王治世2年11月。
- 8) 註7) 参照
- 9) di—dab_sについては、John D. Foster, *Adjudicating Entities and Levels of Legal Authority in Lawsuit Records of the Old Babylonian Era* (Ph.D. Dissertation of Hebrew Union College—Jewish Institute of Religion, 1996), pp. 92-130; Falkenstein, *NG III* p. 97, di—dibの項参照。
- 10) ウル市の月暦：M. Cohen, *The Cultic Calendars of the Ancient Near East*, 1993, pp. 125-160, esp. p. 158.
- 11) 裁判記録の日付は通常、年号、偶に年月が記される。この記録が、年名を記さず月名を明記しているのは、不明ではあるが、それなりの理由があったと推定する。
- 12) D.R. Frayne, *Ur III Period (=RIME 3/2)*, pp. xli-xliv.
- 13) V. Scheil, *RT* 19 pp. 62f.; *MVN*14 nos. 3, 75; *MVN*18 nos. 170, 185, 197, 425, 430, 703; *TENS* 12; *Hirose Collection* 343, 346; *SACT*2 nos. 69, 117, 119, 221; Gomi-Yıldız, *Umma-Texte* III 1627, 1719, 1756, 2249, IV 2486, 2704, 2712, その他膨大な数の記録が、この間、ウルリシがウンマ市のénsiとして在職していたことを証明している：D.R. Frayne, *op. cit.*, pp. 195, 214f. 277, 345, 379; T. maeda, “Father of Akala and Dadaga, governors of Umma,” *ASJ* 12 (1990), pp. 71-78. その後、アマルスエン王治世8年からシュシン王治世6年にかけては、アカルラA—kal—laがénsi職を引き継ぐが、ウルリシも時々énsiの称号を付されて記録に登場している：*MVN*18 nos. 209, 470; Gomi-Yıldız, *Umma-Texte* III 2241, 2275, IV 2522, V 3126; *SACT*2 nos. 82, 84等。
- 14) J. van Dijk, *ZA* 55, p. 83, no. 4
- 15) 註9) 参照
- 16) Obv. 1) [‘Ku₅]-da-a udu-1-à[m], 2) [A]-za—ma-a, 3) [sa]-a bí-in-gaz-[a], 4) [g]ír-Ba-za-lu[^{ki}-ka], 5) ú-gu ba-an-dé bí-d[u₁₁], 6) A—za—ma—a udu in-d[a-…], 7) é-a-n[a] ba-ni-tú[m], 8) iti-ezem-maḥ—a U[r]í[^{ki}-ma], 9) Ku₅-da di ga-ab-d[u₁₁] di-da-ni, 10) A-[z]a—ma—a, 11) mu-lugal tukum—bi, 12) énsi ezem-maḥ—ta, Rev. 1) Umma^{ki}-šè gin-né, 2) di nu-bí-dab_s, 3) di-t[a l]ú ta[g₁-a], 4) (以下、破損): J. van Dijk, *op. cit.*, pp. 83-86参照。
- 17) *Ibid.*, p. 85.
- 18) 裁判は、通常、まず地元で行われ、記録は通常、裁判地を言及していない。IM 54405の『ウル市で…告訴したい』という箇所は、それが通常と異なるからこそそのように述べたのであり、また、記録に残されたのではないだろうか。
- 19) ウルナンム「法典」では、強盗を働いた場合、死罪であった：拙稿「シュメール時代の法 —(1) ウルナンム「法典」—」『北東アジア文化研究』15 (2002年) 42-43頁 § 2
- 20) 例えば、AO 6170(= *TCLV* 6170; *NGII* 144), BM 106209(= Gomi-Sato, *SNAT* 320), IM 54358(= *ZA* 55, p. 87 no. 5).
- 21) T. Gomi-S. Sato, *SNAT* 372に翻字で収録されている。
- 22) *PSD* A II, p. 50 s.v. a₂—dar. このフレーズが具体的にどのような行動を意味するか不明。á—darはá—gar「暴力を振るう」と同義の場合もある。
- 23) Rev. 2) [du]mu—mu nu-u[n]—ma—an-s[um] この下りの主格、対格が不明：「私は娘を自分のために与え…のではない」という解釈もありうる。
- 24) Rev. 9) Gu—du nu—un—da—gi—inの—da—は、comitative? ablative? Gu—duはagentive? objective?
- 25) 大江前掲論文44頁 § 9
- 26) S. OH’E, “On the Distinction between lú—inim—ma and lú—ki—inim—ma,” *ASJ* 1 (1979) pp. 69-84.
- 27) Id., “The Terms Lú ki—ba gub—ba and lú—mar—

- za ki-ba gub-ba in the Ur III Texts," *ASJ* 2 (1980), pp. 126-140.
- 28) P. Steinkeller, *Sale Documents of the Ur-III-Period*, *FAOS* 17, 1989, pp. 104-110.
- 29) *TCL* V 6167 (= *NG* II 51).
- 30) S. OH'E, *ASJ* 1, p. 69f.
- 31) 中原與茂九郎「シュメール法に就いて一楔形文字法の最古法源として一」『紀元二千六百年記念史学論文集』1940年, 734-763頁, 特に753-754頁.
- 32) A.T. Clay, *Miscellaneous Inscriptions in the Yale Babylonian Collection*, *YOS* 1, New Haven, 1915, no. 28.
- 33) S. Langdon, "The Sumerian Law Code compared with the Code of Hammurabi," *JRAS* 1920, pp. 489-515; 中原與茂九郎前掲論文.
- 34) M.T. Roth, *op. cit.*, p. 44, § 7' 参照.
 フィンケルシュタインの解釈は, これとやや異なっている:

v 3-15 もし, (誰かが)路上で自由人の娘を陵辱し, 彼女の父と母が(それを)知らず, (そこで)彼女が自分の父母に「私は陵辱された」と言うならば, 彼女の父母は彼女を妻として彼に与えてもよい. J.J. Finkelstein, "Sex Offenses in Sumerian Laws," *JAOS* 86 (1966), esp. pp. 357-358, 365.

- 35) M.T. Roth, *op. cit.*, p. 44, § 8' 参照.

一方, フィンケルシュタインは, 以下のように解釈している.

v 16-25 もし, (誰かが)路上で自由人の娘を陵辱し, 彼女の父と母が(それを)知っていたならば, そして, 彼女を陵辱した者が(彼女が自由身分であることを)知っていたことを否定し, 神殿の門のところ立って(その事実を)誓うならば, (彼はその女性の両親にいかなる義務も負わない.): J.J. Finkelstein, *loc. cit.*